



しのぐ
凌

富岡 勝則

皆さんこんにちは。

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス（COVID-19）は、日本でも都市部を中心に感染が拡大しています。4月7日に「緊急事態宣言」が発令され、埼玉県を含む7都府県が対象区域となり、その後16日には全国へと広がりました。本市でも対策本部を設置し対応していますが、感染拡大を防ぐためには、不要不急の外出を控えていただくことが重要とされています。皆様の大切な命を守るため、ご協力をお願いします。

さて、この新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、日々の暮らしはもちろんのこと、各種イベントなどにも大きな影響を及ぼしています。とりわけ今年の夏に開催が予定されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、開催の有無を含め大きな影響を受けました。幸い

にも中止にはならず、来年の同じ時期に開催されることになりました。射撃の競技会場である本市では、多くの市民の皆様や各種団体の皆様とともに、世界各国から来場される方々のおもてなしなどの準備を進めていましたのでほっとしています。新しい日程は、オリンピックが来年の7月23日から8月8日まで、パラリンピックが8月24日から9月5日までとなりました。競技日程や聖火リレーなど詳細はまだ決まっていませんが、決まり次第広報やホームページなどでお知らせします。

話は変わりますが、今年度からすべての小・中学校に校務支援員（学校業務アシスタント）を配置することにしました。これは、校務支援員が、プリントの印刷やデータの入力、学級会計の補助などを行うことにより、先生の事務的な負担を軽減することで、授業だけでなくさまざまな場面で児童生徒の皆さんとかかわる時間をより多く作っていただこうと導入するものです。また、先生の時間外勤務の縮減などによる働き方改革の推進にも繋がるのではないかと考えています。新型コロナウイルスの感染を防ぐため、小・中学校は3月初旬から長い期間臨時休業としていますが、学校が通常どおりに再開した時には、例年と異なることも多々あるかもしれませんので、校務支援員の皆さんにはたくさん活躍してもらいたいと思っています。では、また。

未来ある子どもたちのために

☎/こども未来課 ☎463-0364

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めており、皆さんにも児童福祉について考えていただくきっかけとして、子どもの権利条約や市の計画をご案内します。

なお、令和2年度の児童福祉週間標語は「やさしさに つつまれそだつ やさしいところ」です。

子どもの権利条約

世界中すべての子どもが持っている“権利”を定めた条約で、次の4つの子どもの権利を守るように定めていて、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。



1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループを作ったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

詳しくは…日本ユニセフ協会、外務省のホームページをご覧ください。

市では、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」の中で、すべての子どもがすくすく育つまち、すべての家庭が安心して子育てするまち、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまちづくりに取り組んでいます。
※「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」は、市ホームページや、こども未来課、保育課、図書館などでご覧いただけます。

ひとの推移

人口 14万2,073人 (+144人) 男 7万1,577人 (+53人) 女 7万0,496人 (+91人)
世帯数 6万6,969世帯 (+306世帯) 令和2年4月1日現在 () 内は前月比